

事務連絡
令和6年1月18日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査②の結果及び
令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者施設等における集団感染が依然として続いているなど、予断を許さない状況が継続しており、高齢者施設等の入所者・従事者（以下「入所者等」という。）に対する新型コロナワクチン接種を着実に実施することは、単に高齢者施設等の入所者個人々の重症化を予防するのみでなく、地域の病床ひっ迫を軽減し、地域医療提供体制を確保することにもつながることから、極めて重要です。

また、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、令和5年11月22日に開催された第54回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において方向性が示されたところであります。

つきましては、介護保険担当主管部局及び衛生主管部局が連携いただき、下記の対応をお願いいたします。

記

1. 高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査②結果及び更なる接種促進について

先般、「高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査①結果及び実態調査②への依頼について」（令和5年11月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部

予防接種課ほか連名事務連絡)にて、高齢者施設等における令和5年秋開始接種の実態調査をお願いしたところ、限られた調査期間にもかかわらず御回答いただき、深く感謝申し上げます。

別添1のとおり、調査結果を送付いたします。

各自治体におかれましては、高齢者施設等と密接に連携し、高齢者施設等における接種体制を構築いただいているところですが、高齢者の方におきましては新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いことから、希望する入所者等に接種が行われるよう、引き続き御対応をお願いいたします。特に、入所者等に対して巡回接種での接種の機会を設けることを希望する高齢者施設等において、巡回接種が行われるよう、調整を行う等、高齢者施設等のニーズをくみ取った上での御対応をお願いいたします。特に、11月末までの接種終了施設数(実績)と12月末までの接種終了予定施設数の間に大きな乖離が見られる地域(※全国平均:11月末67.6%、12月末89.4%)においては、年度末までに予定通りに接種を終了できるよう、御対応をお願いいたします。

なお、新型コロナワクチンについては、インフルエンザワクチンとの同時接種が可能です。

また、令和5年秋開始接種に係るリーフレットとして「オミクロン株(XBB.1.5)に対応したワクチンの接種について」を作成しておりますので、接種の周知に御活用ください。

2. 令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえた今後の新型コロナワクチン接種の方針は以下のとおりとなります。

(1) 特例臨時接種の終了について

令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を令和5年度末で終了することとする。

(2) 令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について

ア 接種の目的及び対象者について

令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとする。

また、令和6年度以降に行う定期接種の対象者は、新型コロナウイルス感染症による死亡の疾病負荷の大部分が65歳以上の高齢者となっていることや、入院患者において、「高齢」に比べ「基礎疾患」の死亡との関連性が比較的弱いことを踏まえ、65歳以上の高齢者ととともに、比較的疾病負荷の高い60歳から64歳までについても、一定の基礎疾患を有する者の重症化リスクも考慮することとし、その対象者については、予防接種法上、重症化予防を目的とした接種を行う季節性インフルエンザワクチン等における接種の対象者と同様とする。

イ 接種のタイミングについて

定期接種のスケジュールについては、年1回の接種を行うこととし、接種のタイミングは秋冬とすることとする。

ウ 用いるワクチンについて

ワクチンに含むウイルス株の検討に当たっては、流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて選択することとし、当面の間、毎年見直すこととする。

新型コロナワクチンの接種に用いるワクチンについては、様々なモダリティのワクチンの開発状況等も考慮しつつ、有効性、安全性、費用対効果等を踏まえて検討することとする。

その他、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種に係る詳細については、「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和5年11月22日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）、「新型コロナワクチンの全額公費による接種終了について」（リーフレット）及び「第32回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会資料」を御参照ください。

(参考1) 「高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査①結果及び実態調査②への依頼について」（令和5年11月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001171097.pdf>



(参考2) 「オミクロン株（XBB.1.5）に対応したワクチンの接種について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001164875.pdf>



(参考3) 「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和5年11月22日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001176048.pdf>



(参考4) 「新型コロナワクチンの全額公費による接種終了について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001182016.pdf>



(参考5) 「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について(32)」(令和5年12月25日 第32回
新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001182926.pdf>



以上